

第9回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 審議会名 | 第9回安曇野市都市計画審議会 |
| 2 | 日 時 | 平成21年2月26日 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで |
| 3 | 会 場 | 安曇野市豊科堀金総合支所 第2会議室 |
| 4 | 出席者 | 小林委員、山田委員、田中委員、塚田委員、矢口委員、白澤委員、矢澤毅彦委員、藤澤委員、望月委員、矢澤久男委員、丸山委員、降幡委員、高山委員、松澤委員、宮下委員、平林委員、仁科委員 |
| 5 | 市側出席者 | 都市建設部：久保田部長、等々力課長、浅川補佐、鎌崎企画員、城取主査、山田主査
建築住宅課：丸山係長 |
| 6 | 公開・非公開の別 | 公開 |
| 7 | 傍聴人 | 0人 記者 0人 |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 平成21年3月3日 |

協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
 1. 開 会 （等々力課長）
 2. あいさつ （久保田部長・藤澤会長）
 3. 協議事項
 - (1) 第8回都市計画審議会の確認
 - (2) 第4回地区別懇談会提示資料について（事務局より説明）
 - (3) その他 （事務局より説明）
 4. 閉 会 （等々力課長）

意見概要

- 図面の色分けの設定は誰がしたのか。土地利用制度設計専門委員会か、地域審議会の意見を取入れてあるのか。(委員)
- 都市計画策定委員会と事務局と一緒にやってきた。地域審議会へは、一部タイミングが合ったところへは、説明しているが、この図面をつくるにあたり、意見はいただいている。(事務局)
- 希望であるが、B地区に対してもB´というような地区を設定していただき、開発の可能性がC地区よりある部分をつくっていただければありがたい。21年度の予算にコンサル委託料が11,613千円ということでのっているがどのような委託か。(委員)
- これから土地利用ルール、制度設計委員会そしてまた策定委員会の中で都市計画の将来ビジョン等つくっていく、そういったことに対する資料とか研究の委託料である。(事務局)
- 懇談会の中でそれぞれの地区から出された意見はどういう扱いをされるのか。(委員)
- 今回の懇談会は基本のルールの説明をして、具体箇所のB区域はどうなのか聞いてくるのがメインになると思う。その後都市計画策定委員会で話し合い、再度、地区への説明会をやっていききたい。なお、懇談会では時間が限られるため、返信用の封筒と用紙を用意して、来た方にお配りして意見を返していただくということを今考えている。(事務局)
- 原則不可、条件付き可があり、細かいことはこれから検討だと思うが、その辺の考え方を教えていただきたい。(委員)
- 集約重視のまちづくりが大原則にあり、基本的にはA区域、A´区域に集約していきたい。つまりB区域、C区域については原則開発を抑制していきたい。ただし、安曇野市の集落の成り立ち、特徴からB区域についてはA区域よりも若干色々な条件を付けて開発を認めていき、さらにC区域はB区域よりさらに厳しい条件を付けて開発を認めていきたいといいこと (事務局)

○全市民的な対応はどのような具合に考えているのか、市民的是合意をつくるプロセスについてお聞きしたい。(委員)

→安曇野市の計画をたてる上で非常に大事な問題である、一人ひとりの意見を聞いてという作業はできない。説明会とアンケート等、おおかたの皆さんに納得いただけたと判断した段階でこの条例を施行していきたいと考えている。

○県との関係はどう流れていくのかお聞きする。

→この懇談会の内容についても県へ説明にいつている。今後ある程度、平成22年のなるべき早いうちに条例案をつくり線引きを外していただくお願いをしていきたいということで、その都度内容を詰めていきたい。

○税についてお聞きをしたい。(委員)

→A区域、A´区域は用途地域を設定するため、その中の農地の固定資産税については一般の農地と変わらない。相続税については倍率方式でなくて路線価方式になるため、宅地並みの評価になる。そのことにより評価額が上がり、相続税が発生する可能性が高くなる。(事務局)

○資料の中で「地域コミュニティーの維持につながる開発」というのは例えばどういったものか。また「良質は住宅開発とか、形態のほうの質の高い建物」とかあるが、それは誰が判断するのか。(委員)

→安曇野市もだんだん人口が減っていく中で集落内の住宅が維持できずに空家になったり、良い環境の住宅が廃屋になってしまうことも考えられる、集落を保つために開発を認めていきたいということと、地域のつながりの中での開発を認めていこうというものである。
誰が判断するのかについては、おおかたの皆さんが安曇野市をイメージした中でのガイドライン的なことにすべきと景観計画策定委員会では出ている。その辺については議論が必要だと思う。(事務局)

○形態のルールで「良好な景観を阻害するような建物またその上の派手な色彩や奇抜なデザインの建物」とあるが、企業、店舗によってイメージカラーがある。色などに制限していくのか。また今後建てられる場所としてC区域とA区域が多いと思う。その場合A区域は可となっているが、C区域の場合原則不可になっている。住民の方々の生活を考えると、例えばコンビニや大きなスーパーが出来ることが必ずしもダメにはならないと思う。原則、基準をもう少し早めに出していったほうが良いのではないかと思う。(委員)

→現在の景観という流れの中でイメージカラーをくすんだ色にしたり、自動販売機の周りを木目調にしたり努力をしていただいている企業も出てきている。そういうことをなるべくお願いできる。そのような内容を景観計画策定委員会で考えていると思う。
2点目については「商業系用途の誘導方法という中で近隣からの利用に限定される、小規模な店舗については、立地を可能とする」ということで、適切な審査を今後検討していきたい。(事務局)

○用途地域を定めるのは、AとA´のみか。B区域も設定する必要があると思う。都市計画は本来10年、20年先を見越して誘導していくというのが趣旨である。この設定を見ると現況だけであるため疑問である。(委員)

→積極的に開発していくのがA、A´区域、それ以外の地域は抑制する地域と位置付けをしている。その抑制する地域も2通りに分けたということで、B区域が出来た。現段階では抑制する地域であるため、用途地域は入れないということである。まちのかたちについては、安曇野市の合併の経過が、5町村が対等合併ということで、各地域が均等ある発展ということがありこのような絵となった。現段階ではスタートということ。(事務局)

○新たに開発する手順についてもある程度示す必要があるのではないか。(委員)

→委員会等の中で、今の段階では基本が一番大事ということで、次回以降示すこととした。(事務局)

○文中の表現や解釈に問題がないか検討する必要がある。(委員)

→表現については検討させていただきたい。(事務局)

- 景観は緊急課題である。今これを進めないと、どんどん宅地化されてしまう状況にある。この計画が出来た上で保全されるというのではなく、計画と併せていく必要があると思う。どういう具合に考えて、どういう対策をされて検討されているのか、お聞きする。
- 規制が伴うとこの景観計画に位置づけて、市が景観行政団体に移行する必要がある。事務局も景観計画策定委員会もこの1年間に20回という回数を重ねる中で早くつくろうということで努力しているが、9月くらいまで概ねかかる見込みである。その後県協議、議会での承認等いくつかのステップがある。なるべく急ぐ中で対応していきたいが、ご理解をいただきたい。(事務局)
- 安曇野の景観で重視されるのがアルプスを眺めながらの眺望のすばらしさということである。高い建物やその眺望を遮るものがつくられると駄目である。みんなが暮らしを豊にする計画と言うが、それよりもっと景観であれば安曇野らしさのコンセプトを一番前面に出し、その中でどういうことを考えていけば良いかということをやっていかないといけないと思う。(委員)
- 構想をたててもどうやって実現していくかというシステムづくりを考える必要もある。(委員)
- 住宅を建てる認可の時に「ここは田園風景を守るためのエリアであるから水田の作業に関する多少のことは一定時間、期間我慢してほしい」と指導していける安曇野のモデルのようなものを確立できたら良いと思う。(委員)
- 農業者と新たな居住者がお互い地区の中で融和関係を持ってもらえればと思う。(委員)
- 安曇野の景観は生のままがすばらしい。これを見苦しくないような扱いをする、建物や工作物に配慮して自然と調和したものにしていくことだと思う。また、安曇野らしさの中で地域の調和を図った色とか形とかあると思う。そういうものでみんながまとまっていくような基準的なものをつくる必要があると思う。(委員)
- 各委員さんから多くの意見をいただいた、これから資料等の修正をすることがあると思うので、多くの意見を活かした資料とされることを要望し、第4回の地区別懇談会提示資料については協議を受けたこととする。今後策定委員会の中で具体的なものが出てくると思うので、その時にまたご協議いただきたい。(会長)